



市 章

大津市公報

平 成 26 年 2 月 3 日
第 2 1 4 7 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
1	大津市職員の再任用に関する規則..... 1
2	大津市契約規則の一部を改正する規則..... 2
3	大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
4	大津市サイクリングターミナルの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2
告 示	
24	生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 3
25	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について..... 4
26	肝炎ウイルス検査に係る手数料等の徴収事務の委託について..... 4
公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
消 防 局 訓 令	
1	大津市消防処務規程の一部改正..... 5
消 防 局 長 告 示	
1	平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んでではない場所の指定について)の一部改正..... 6

規 則

大津市職員の再任用に関する規則を公布する。

平成26年 2 月 3 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 1 号

大津市職員の再任用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の再任用(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(再任用の原則)

第 2 条 任命権者は、再任用を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱の原則及び法第15条に定める任免の根本基準に違反してはならない。

2 任命権者は、職員が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(再任用の選考等に係る手続)

第 3 条 再任用の申出は、任命権者が定める時期に、所定の様式による再任用申出書を任命権者に提出して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申出があったときは、第6条第1項に規定する職員再任用選考委員会又は病院職員再任用選考委員会の審議を経て再任用の可否を決定し、その結果を当該申出を行った職員に通知するものとする。

(任期の更新に係る手続)

第 4 条 再任用の任期の更新の申出は、任命権者が定める時期に、所定の様式による再任用任期更新申出書を任命権者に提出して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申出があったときは、当該申出を行った職員の更新直前の任期における勤務実績が良好であるか否かを人事評価等により判断して再任用の任期の更新の可否を決定し、その結果を当該職員に通知するものとする。

(再任用の決定の取消し等)

第 5 条 任命権者は、第 3 条第 2 項の規定により再任用の決定を受けた者又は前条第 2 項の規定により再任用の任期の更新の決定を受けた者（次項において「再任用等予定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなったとき。

前号に掲げるもののほか、職員としての適格性を欠くことが明らかとなったとき。

2 再任用等予定者は、再任用の決定又は再任用の任期の更新の決定を辞退する必要があるときは、速やかに所定の様式による再任用辞退申出書を任命権者に提出しなければならない。

（職員再任用選考委員会及び病院職員再任用選考委員会）

第 6 条 職員の再任用の選考の公正を期するため、職員再任用選考委員会及び病院職員再任用選考委員会を設置する。

2 職員再任用選考委員会及び病院職員再任用選考委員会は、本市職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する委員をもって構成する。

3 職員再任用選考委員会及び病院職員再任用選考委員会に、それぞれ委員の互選により委員長を置く。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 職員再任用選考委員会の庶務は総務部職員課において行い、病院職員再任用選考委員会の庶務は市民病院事務局病院総務課において行う。

6 前各項に定めるもののほか、職員再任用選考委員会及び病院職員再任用選考委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が職員再任用選考委員会又は病院職員再任用選考委員会に諮って定める。

（報告）

第 7 条 任命権者は、毎年 5 月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況を市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 26 年 2 月 3 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 2 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和 40 年規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 中「第 32 号」を「第 33 号」に改め、第 32 号を第 33 号とし、第 31 号を第 32 号とし、第 30 号を第 31 号とし、第 29 号の次に次の 1 号を加える。

(30) 職員のカウンセリングに関する業務

第 21 条の 3 第 3 項中「前条第 30 号から第 32 号まで」を「前条第 31 号から第 33 号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 26 年 2 月 3 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 3 号

大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大津市都市公園条例施行規則（昭和 45 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市サイクリングターミナルの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 26 年 2 月 3 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 4 号

大津市サイクリングターミナルの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市サイクリングターミナルの管理運営に関する規則（平成13年規則第31号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石の管理運営に関する規則

第 1 条中「大津市サイクリングターミナル条例」を「大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例」に、「大津市サイクリングターミナル（以下「ターミナル」を「大津市スポーツハウス・リバーヒル大石（以下「スポーツハウス）」に改める。

第 2 条及び第 4 条中「ターミナル」を「スポーツハウス」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

告 示

大津市告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと並びに指定医療機関のうち廃止の届出があったもの及び指定を辞退したものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成26年 2 月 3 日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種 別	指定年月日
古藤歯科医院	大津市松原町13番37号	古藤 美帆	歯科	平成25年10月 1 日
あさひ薬局大津店	大津市真野五丁目 1 番30号	株式会社ファーマみらい	調剤	平成25年11月 1 日
医療法人せせらぎ会浮田クリニック	大津市本堅田六丁目36番 1 号	医療法人せせらぎ会	医科	平成25年11月 1 日
わかば薬局雄琴店	大津市雄琴六丁目12番11号	株式会社ファーマみらい	調剤	平成25年11月 1 日
宮川医院	大津市唐橋町18番25号	桂 佐智子	医科	平成25年11月 1 日
しばやま耳鼻咽喉科クリニック	大津市春日町 2 番 1 号 C O C O L A S 大津202	柴山 将之	医科	平成25年12月 1 日
たきもとクリニック	大津市春日町 2 番 1 号 C O C O L A S 大津204	滝本 善仁	医科	平成25年12月 1 日
クロス調剤薬局	大津市春日町 2 番 1 号 C O C O L A S 大津103	株式会社クロスメディック	調剤	平成25年12月 2 日
膳所うめおか歯科医院	大津市馬場二丁目 6 番15号 T & T 第 3 ビル 2 号 1 F	梅岡 秀臣	歯科	平成25年12月 2 日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届 出 者	指定の種 別	廃止年月日
古藤歯科医院	大津市松原町13番37号	古藤 英夫	歯科	平成25年 9 月30日
あさひ薬局大津店	大津市真野五丁目 1 番30号	ファーマスクエア株式会社	調剤	平成25年10月31日
わかば薬局雄琴店	大津市雄琴六丁目12番11号	ファーマスクエア株式会社	調剤	平成25年10月31日
宮川医院	大津市唐橋町18番25号	宮川 久	医科	平成25年10月31日

3 指定を辞退したもの

名 称	所 在 地	届 出 者	指定の種 別	辞退年月日
-----	-------	-------	--------	-------

湖都クリニック内科循環器内科	大津市皇子が丘二丁目9番13号1階	山元 章示	医科	平成25年12月27日
----------------	-------------------	-------	----	-------------

大津市告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月3日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施 術 者 住 所	施術所名称	施 術 所 所 在 地	施術の種別	指定年月日
多鹿 輝光	大津市仰木の里七丁目3番5号	おおぎ鍼灸整骨院	大津市仰木の里七丁目3番5号	柔道 整復	平成25年12月10日

大津市告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、平成26年1月16日から同年3月31日までの間、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づく肝炎ウイルス検査に係る手数料、胃がんリスク検診に係る手数料及び大腸がん検診に係る手数料の徴収事務を、次のものに委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年2月3日

大津市長 越 直 美

医療機関	代表者氏名	所在地
たきもとクリニック	滝本 善仁	大津市春日町2番1 - 204号

公 告**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成26年1月10日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
守山市古高町252番地 s u b l i m e 不動産販売株式会社 代表取締役 南井 崇作 大津市皇子が丘二丁目7番30号 三王エステート株式会社 代表取締役 馬場 治樹	開発区域 大津市一里山六丁目字新林1681番、1682番、1683番及び同番1 開発行為に関する工事の区域 大津市一里山六丁目字新林1615番67の一部、1677番の一部、1680番1、同番2、1699番9の一部及び同番10の一部並びに上記地先大津市道及び大津市普通河川等	開発区域 2,999.73㎡ 開発行為に関する工事の区域 257.15㎡	平成26年 1月8日	第1158号
大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号 株式会社エスコ 代表取締役 大岸 裕次	開発区域 大津市真野五丁目字須原1779番1、1780番1、同番2、同番6、同番7及び同番8	開発区域 6,885.35㎡	平成26年 1月10日	第1159号

（平成26年1月10日掲示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成26年 1 月17日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府守口市桜町4番17号 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 永好	開発区域 大津市秋葉台字池の内706番4の一部、同番5、同番9、707番21及び708番1の一部並びに上記地先大津市道 開発行為に関する工事の区域 大津市秋葉台字池の内706番4の一部及び上記地先大津市道	開発区域 2,990.27㎡ 開発行為に関する工事の区域 53.66㎡	平成26年 1月16日	第1160号

(平成26年 1 月17日揭示済)

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第1号

大津市消防処務規程（昭和47年消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年 2 月 3 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第2条第7号中「消防司令補以上」を「消防司令以上」に、「係長」を「副参事」に改める。

第5条第2号中「消防司令」を「消防司令長」に改める。

第6条中「及び消防司令補試験とし、それぞれ普通試験及び特別試験に区分するもの」を「、消防司令補試験及び消防司令試験」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防士長試験及び消防司令補試験は、それぞれ普通試験及び選考昇任試験に区分する。

第7条各号を次のように改める。

消防士長試験

ア 普通試験

消防士として8年以上（大学を卒業した者又はこれに相当する資格を有する者にあつては4年以上、短期大学を卒業した者又はこれに相当する資格を有する者にあつては6年以上）の勤務年数を有する者

イ 選考昇任試験

消防士（消防副士長の階級にある期間を含む。）として15年以上の勤務年数を有し、特に勤務成績が優秀であり、所属長が推薦する者

消防司令補試験

ア 普通試験

消防士長として5年以上の勤務年数を有する者

イ 選考昇任試験

消防士長として10年以上の勤務年数を有し、特に勤務成績が優秀であり、所属長が推薦する者

消防司令試験

消防司令補として6年以上の勤務年数を有し、年齢が42歳以上である者

第9条中「普通試験」を「消防士長試験及び消防司令補試験の普通試験」に、「特別試験」を「選考昇任試験」に、「及び第5号に掲げる科目について」を「、第2号及び第5号に掲げる科目について、消防司令試験にあつては第1号及び第2号に掲げる科目について、それぞれ」に改める。

第10条に次の1項を加える。

2 口述試験の面接は、次に掲げる職にある者が行うものとする。

消防部長

次長
消防総務課長

第13条の次に次の1条を加える。

(試験委員)

第13条の2 昇任の試験を行うため、試験委員を置く。

2 前項の試験委員は、消防司令長以上の階級にある職員のうちから消防局長が任命する。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の選考委員は、第10条第2項各号に掲げる職にある者をもって充てる。

第61条中「局本部」を「局」に改める。

別表第1第1項中「、経歴点を加える場合において」を削り、同項各号を次のように改める。

消防士長試験

第1次試験の合格点は、筆記試験に限り各科目について次の表に定めるところにより得た経歴点を加えた点を得点とし、各科目の得点が40点以上、全科目の平均点が60点以上とする。

受験資格取得後の経過年数	10年以上	11年又は12年	13年又は14年	15年以上
経歴点	3	4	5	6

消防司令補試験

第1次試験の合格点は、筆記試験に限り各科目について次の表に定めるところにより得た経歴点を加えた点を得点とし、各科目の得点が40点以上、全科目の平均点が60点以上とする。

受験資格取得後の経過年数	8年	9年	10年以上
経歴点	1	2	3

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

消 防 局 長 告 示

大津市消防局長告示第1号

平成12年消防局長告示第1号（喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について）の一部を次のように改正する。

平成26年2月3日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第2号の表ホームプラザナフコ滋賀大津店の項の次に次のように加える。

スーパーセタート ライアル滋賀大津店	店舗	大津市玉野浦	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
-----------------------	----	--------	----	---------------------

第5号の表ホームプラザナフコ滋賀大津店の項の次に次のように加える。

スーパーセタート ライアル滋賀大津店	駐車場	大津市玉野浦	駐車用の供する部分	喫煙、裸火の使用禁止
-----------------------	-----	--------	-----------	------------

第5号の表フォレオ大津一里山の項指定場所の欄中「駐車場」を「駐車用の供する部分」に改める。

附 則

この告示は、平成26年2月3日から施行する。